

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

|  |     |      | 資料番号 | 6            | 担当課  | 医療対策課 |
|--|-----|------|------|--------------|--|-------|
| 法令名  | 医療法 | 根拠条項 | 29-2 | 不利益処<br>分の種類 | 病院、診療所、助産所の開設許可事項の変更許可の<br>取消<br>診療所療養病床の設置許可の取消<br>診療所療養病床の設置許可事項の変更許可の取消 |       |
| 医療法<br>〔開設許可の取消・閉鎖命令〕<br>第二十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又はその開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。<br>一 開設の許可を受けた後、正当な理由がなく、六月以上その業務を開始しないとき。<br>二 病院、診療所（第八条の届出をして開設したものを除く。）又は助産所（同条の届出をして開設したものを除く。）が、休止した後、正当な理由がなく、一年以上業務を再開しないとき。<br>三 開設者が第六条の三第六項、第二十四条第一項、第二十四条の二第二項又は前条の規定に基づく命令又は処分に違反したとき。<br>四 開設者に犯罪又は医事に関する不正の行為があつたとき。<br>2 都道府県知事は、第七条第二項又は第三項の規定による許可を受けた後、正当な理由がなく、六月以上当該許可に係る業務を開始しないときは、当該許可を取り消すことができる。<br>3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。<br>一 地域医療支援病院が第四条第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。<br>二 地域医療支援病院の開設者が第十二条の二第一項の規定に違反したとき。<br>三 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項又は第三十条の十三第五項の規定に基づく命令に違反したとき。<br>四 地域医療支援病院の管理者が第十六条の二第一項の規定に違反したとき。<br>五 地域医療支援病院の開設者又は管理者が第七条の二第三項、第二十七条の二第二項又は第三十条の十五第六項の規定に基づく命令に違反したとき。<br>六 地域医療支援病院の開設者又は管理者が第三十条の十二第二項又は第三十条の十七の規定に基づく勧告に従わなかつたとき。<br>七 地域医療支援病院の開設者又は管理者が第三十条の十六第一項の規定に基づく指示に従わなかつたとき。<br>4 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特定機能病院の承認を取り消すことができる。<br>一 特定機能病院が第四条の二第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。<br>二 特定機能病院の開設者が第十条の二、第十二条の三第一項又は第十九条の二の規定に違反したとき。<br>三 特定機能病院の開設者が第二十四条第二項又は第三十条の十三第五項の規定に基づく命令に違反したとき。<br>四 特定機能病院の管理者が第十六条の三第一項又は第二項の規定に違反したとき。<br>五 特定機能病院の開設者又は管理者が第七条の二第三項、第二十七条の二第二項又は第三十条の十五第六項の規定に基づく命令に違反したとき。<br>六 特定機能病院の開設者又は管理者が第三十条の十二第二項又は第三十条の十七の規定に基づく勧告に従わなかつたとき。<br>七 特定機能病院の開設者又は管理者が第三十条の十六第一項の規定に基づく指示に従わなかつたとき。<br>5 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、臨床研究中核病院の承認を取り消すことができる。<br>一 臨床研究中核病院が第四条の三第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。<br>二 臨床研究中核病院の開設者が第十二条の四第一項の規定に違反したとき。<br>三 臨床研究中核病院の開設者が第二十四条第二項の規定に基づく命令に違反したとき。<br>四 臨床研究中核病院の管理者が第十六条の四の規定に違反したとき。<br>6 都道府県知事は、第三項の規定により地域医療支援病院の承認を取り消すに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。<br>7 厚生労働大臣は、第四項又は第五項の規定により特定機能病院等の承認を取り消すに当たっては、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。 |     |      |      |              |  |       |

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

|  |     |      | 資料番号 | 6        | 担当課  | 医療対策課 |
|--|-----|------|------|----------|--|-------|
| 法令名  | 医療法 | 根拠条項 | 29-2 | 不利益処分の種類 | 病院、診療所、助産所の開設許可事項の変更許可の取消<br>診療所療養病床の設置許可の取消<br>診療所療養病床の設置許可事項の変更許可の取消 |       |
| <p>医療法 (続き)<br/>〔開設の許可〕<br/>第七条</p> <p>2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別 (以下「病床の種別」という。) その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。</p> <p>一 精神病床 (病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)</p> <p>二 感染症病床 (病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号) 第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症 (結核を除く。)、同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第八項に規定する指定感染症 (同法第七条の規定により同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。) の患者 (同法第八条 (同法第七条において準用する場合を含む。)) の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。) 並びに同法第六条第九項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)</p> <p>三 結核病床 (病院の病床のうち、結核の患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)</p> <p>四 療養病床 (病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)</p> <p>五 一般病床 (病院又は診療所の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。以下同じ。)</p> <p>3 診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>医療法施行規則<br/>〔開設の許可申請〕<br/>第一条の十四 法第七条第一項の規定によつて病院又は診療所開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を開設地の都道府県知事 (診療所又は助産所にあつては、その開設地が地域保健法 (昭和二十二年法律第一号) 第五条第一項の規定に基づく政令で定める市 (以下「保健所を設置する市」という。) 又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第三項及び第四項、第二条、第三条、第四条、第五条、第七条から第九条まで並びに第二十三条において同じ。) に提出しなければならない。ただし、病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは診療所を譲渡し、又は病院若しくは診療所の開設者について相続若しくは合併があつたときは、当該病院若しくは診療所を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、第九号から第十三号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。</p> <p>一 開設者の住所及び氏名 (法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であるときはその旨 (臨床研修修了登録証 (開設者が医師法 (昭和二十三年法律第二百一号) 第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法 (昭和二十三年法律第二百二号) 第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあつては、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証) を提示し、又はそれらの写しを添付すること。)</p> <p>二 名称</p> <p>三 開設の場所</p> <p>四 診療を行おうとする科目</p> <p>五 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師以外のものであるときは開設の目的及び維持の方法</p> <p>六 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であつて現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその旨</p> <p>七 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であつて、同時に二以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときはその旨</p> <p>八 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員</p> <p>九 敷地の面積及び平面図</p> <p>十 敷地周囲の見取図</p> |     |      |      |          |  |       |

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

|   |     |      | 資料番号 | 6        | 担当課  | 医療対策課 |
|---|-----|------|------|----------|--|-------|
| 法令名   | 医療法 | 根拠条項 | 29-2 | 不利益処分の種類 | 病院、診療所、助産所の開設許可事項の変更許可の取消<br>診療所療養病床の設置許可の取消<br>診療所療養病床の設置許可事項の変更許可の取消 |       |
| 医療法施行規則 (続き)  |     |      |      |          |  |       |
| 十一 建物の構造概要及び平面図 (各室の用途を示し、精神病室、感染症病室、結核病室又は療養病床に係る病室があるときは、これを明示すること。)  |     |      |      |          |  |       |
| 十二 病院については、法第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号に掲げる施設の有無及び構造設備の概要   |     |      |      |          |  |       |
| 十二の二 療養病床を有する病院については、法第二十一条第一項第十一号及び第十二号に掲げる施設の構造設備の概要  |     |      |      |          |  |       |
| 十三 歯科医業を行う病院又は診療所であつて、歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要  |     |      |      |          |  |       |
| 十四 病院又は病室のある診療所については、病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数   |     |      |      |          |  |       |
| 十五 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例   |     |      |      |          |  |       |
| 十六 開設の予定年月  |     |      |      |          |  |       |
| 2 法第七条第一項の規定によつて病院開設の許可を受けようとする者であつて当該病院の污水 (河川法施行令 (昭和四十年政令第十四号) 第十六条の五第一項に規定する污水をいう。以下同じ。) を水質汚濁防止法 (昭和四十五年法律第三十八号) 第二条第一項に規定する公共用水域に排出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書類を前項の申請書に添付しなければならない。           |     |      |      |          |  |       |
| 一 污水を排出しようとする公共用水域の種類及び名称   |     |      |      |          |  |       |
| 二 污水を排出しようとする場所   |     |      |      |          |  |       |
| 三 污水の排出の方法  |     |      |      |          |  |       |
| 四 排出しようとする污水の量  |     |      |      |          |  |       |
| 五 排出しようとする污水の水質   |     |      |      |          |  |       |
| 六 排出しようとする污水の処理の方法  |     |      |      |          |  |       |
| 七 污水排出経路概要図 (污水处理系統を含む。)  |     |      |      |          |  |       |
| 3 病院を開設した者又は臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を開設したものが、法第七条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、第一項第五号、第八号、第九号及び第十号から第十四号までに掲げる事項とする。ただし、同項第十四号に掲げる事項を変更しようとする場合において、病室の病床数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。 |     |      |      |          |  |       |
| 4 前項の者が、令第四条第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第一項第一号、第二号、第四号、第六号、第十四号及び第十五号に掲げる事項 (同項第十四号に掲げる事項については、前項ただし書に規定するときに係るものに限る。) 並びに第二項各号に掲げる事項 (病院に係るものに限る。) とする。                                     |     |      |      |          |  |       |
| 5 法第七条第三項の規定によつて病床の設置の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項 (当該許可の申請が一般病床のみに係るものである場合においては、第三号に掲げる事項に限る。) を記載した申請書を当該診療所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。  |     |      |      |          |  |       |
| 一 医師、看護師その他の従業者の定員  |     |      |      |          |  |       |
| 二 法第二十一条第二項第二号及び第三号に掲げる施設の構造設備の概要   |     |      |      |          |  |       |
| 三 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数  |     |      |      |          |  |       |
| 6 診療所に病床を設置した者が、法第七条第三項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項各号に掲げる事項 (当該許可により当該診療所に一般病床のみを有することとなる場合においては、第三号に掲げる事項に限る。) とする。  |     |      |      |          |  |       |
| 7 法第七条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。ただし、第五号に掲げる場合にあつては、同号に規定する医療の提供を行う期間 (六月以内の期間に限る。) に係る場合に限る。   |     |      |      |          |  |       |
| 一 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第三十条の七第二項第二号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム (地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 (平成元年法律第六十四号) 第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。) の構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。 |     |      |      |          |  |       |
| 二 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。   |     |      |      |          |  |       |
| 三 前二号に規定する診療所に療養病床又は一般病床を設置した者が、第五項第三号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床又は一般病床の病床数を増加させようとするとき (次号に掲げる場合を除く。)   |     |      |      |          |  |       |

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

|  |     |      | 資料番号 | 6        | 担当課  | 医療対策課 |
|--|-----|------|------|----------|--|-------|
| 法令名  | 医療法 | 根拠条項 | 29-2 | 不利益処分の種類 | 病院、診療所、助産所の開設許可事項の変更許可の取消<br>診療所療養病床の設置許可の取消<br>診療所療養病床の設置許可事項の変更許可の取消 |       |
| 医療法施行規則 (続き)   |     |      |      |          |  |       |
| 四 診療所に療養病床又は一般病床を設置した者が、第五項第三号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床若しくは一般病床の病床数を減少させようとするとき又は療養病床若しくは一般病床に係る病室の病床数を変更しようとするとき。  |     |      |      |          |  |       |
| 五 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成二十四年法律第三十一号) 第三十八条第一項に規定する特定都道府県の区域内において診療所を開設した者が、同法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他第五項各号に掲げる事項を変更しようとするとき。   |     |      |      |          |  |       |
| 8 前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当し、診療所に療養病床又は一般病床を設けた者が、令第三条の三の規定により、都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号 (当該病床が一般病床のみの場合にあつては、同項第三号) に掲げる事項とする。  |     |      |      |          |  |       |
| 9 第七項第三号又は第四号に掲げる場合に該当し、療養病床若しくは一般病床の病床数又は療養病床若しくは一般病床に係る病室の病床数を変更した者が、令第四条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号 (当該病床が一般病床のみの場合にあつては、同項第三号) に掲げる事項とする。   |     |      |      |          |  |       |
| 10 第七項第五号に掲げる場合に該当し、診療所に病床を設けた者が、令第三条の三の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号 (当該病床が一般病床のみの場合にあつては、同項第三号) に掲げる事項とする。  |     |      |      |          |  |       |
| 11 第七項第五号に掲げる場合に該当し、診療所の病床数、病床の種別の変更その他第五項各号に掲げる事項を変更した者が、令第四条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号に掲げる事項とする。   |     |      |      |          |  |       |
| 12 法第七条第五項の厚生労働省令で定める条件は、当該申請に係る病床において、法第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分 (以下「病床の機能区分」という。)のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域 (法第三十条の四第一項の規定により所在地の都道府県が定める医療計画 (以下単に「医療計画」という。)において定める同条第二項第七号に規定する構想区域をいう。以下同じ。)における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量 (第三十条の二十八の三において「将来の病床数の必要量」という。)に達していないものに係る医療を提供することとする。 |     |      |      |          |  |       |
| 第二条 法第七条第一項の規定によつて助産所開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、開設地の都道府県知事に提出しなければならない。ただし、助産所の開設者が当該助産所を譲渡し、又は助産所の開設者について相続若しくは合併があつたときは、当該助産所を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、第五号及び第六号に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。  |     |      |      |          |  |       |
| 一 開設者の住所及び氏名 (法人であるときはその名称及び主たる事務所の所在地)  |     |      |      |          |  |       |
| 二 名称   |     |      |      |          |  |       |
| 三 開設の場所  |     |      |      |          |  |       |
| 四 助産師その他の従業者の定員  |     |      |      |          |  |       |
| 五 敷地の面積及び平面図   |     |      |      |          |  |       |
| 六 建物の構造概要及び平面図 (各室の用途を示し、妊婦、産婦又はじよく婦を入所させる室についてはその定員を明示すること。)  |     |      |      |          |  |       |
| 七 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例   |     |      |      |          |  |       |
| 八 開設の予定年月  |     |      |      |          |  |       |
| 2 助産師 (保健師助産師看護師法 (昭和二十三年法律第二百三十三号) 第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。)でない者が助産所を開設したものが、法第七条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項第四号から第六号までに掲げる事項とする。   |     |      |      |          |  |       |
| 3 前項の者が、令第四条第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第一項第一号、第二号及び第七号に掲げる事項とする。   |     |      |      |          |  |       |